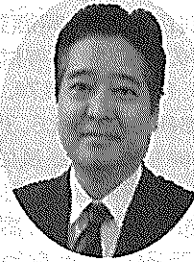


# キャリア権の時代



公益社団法人  
全国求人情報協会  
参与

吉田 修

NPO法人キャリア権推進ネットワーク  
「キャリア権推進研究会」

## 【第9回】

1999年に  
かけて断続的  
に論文を執筆。その後、厚生  
労働省が「キャリア形成を支  
援する労働市場政策研究会」  
を立ち上げ、座長に就任され  
た諏訪先生によって研究会報  
告書が2002年7月に発表  
された。

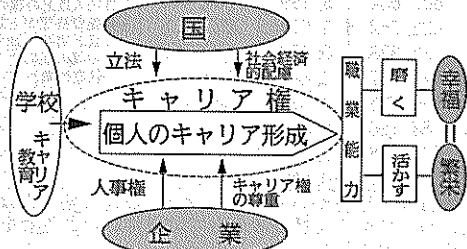
この中では「労働上の諸問  
に必要なものだ。この概念を  
題、とりわけ、激しい環境変  
化に対応するためには、個人  
の財産である職業経験による  
能力の蓄積に着目し、その能  
力蓄積の展開、すなわち、職  
業キャリアを保障することが  
一つの法理（キャリア権）と  
して考えられる」と、キャリ  
ア権という言葉が登場し、世  
界に先駆けて提唱

## 人事異動権濫用の視点も

2007年7月に高井伸夫  
弁護士から「キャリア権とい  
う概念こそ、これからの日本  
の必要、②家庭生活への影  
響という2つの側面しか考え

（1）ワーク・ライフ・ balan  
スを念頭に置いて、人事異動  
権についても「キャリア」の  
視点から行使が濫用に当たる  
かどうかを判断すべきであ  
る。しかし、判例は、①業務  
上の必要、②家庭生活への影  
響という2つの側面しか考え

■キャリア権の概念図



誕生は1996年  
キャリア権は、法政大学名  
誉教授の諏訪康雄先生が提唱  
されたもので、世界に先駆け  
た日本オリジナルの法的な概  
念である。先生がこれについ  
て最初に論文を発表されたの  
が1996年「雇用関係の変  
化と労働法の  
課題」（中央労  
働時報901  
号）で、以後  
1999年に  
かけて断続的  
に論文を執筆。その後、厚生  
労働省が「キャリア形成を支  
援する労働市場政策研究会」  
を立ち上げ、座長に就任され  
た諏訪先生によって研究会報  
告書が2002年7月に発表  
された。

皆さんと勉強して社会に広め  
たい」という熱い思いのこも  
ったご連絡があり、8月には  
高井先生に同席して、諏訪先  
生からキャリア権についての  
レクチャーをいただいた。こ  
の時の諏訪先生のキャリア権  
に関する問題意識は以下のよ  
うなものであった。

（2）長期年休の取得  
や就労請求権も、「キャリア  
権」の観点からは認める余地  
がある。（3）法律上は、「職  
業能力開発促進法」において  
使用者に「職業設計配慮義  
務（キャリアデザイン配慮義  
務）」が努力義務として課され  
ている程度である。（4）「キャ  
リア権」は女性・高齢者・障  
害者等についても考え方を及  
ぼすことができる。（5）今後、  
人材不足・人材育成の問題が  
生じてくる中でキャリア権が  
重要になる。

この会談を踏まえて、20  
08年4月に「キャリア権研  
究会」が発足した。高井先生  
が主宰者、諏訪先生が座長に  
就任され、鷺尾悦也（当時・  
学校法人日本社会事業大学理  
事長／連合元会長、酒巻久  
（キャン／電子株式会社代表

取締役社長）、大内伸哉（神戸  
大学大学院法学研究科教授）  
など公労使12人の委員によっ  
て研究会が構成された。20  
10年5月まで9回にわたっ  
て開催され、2011年6月  
に「キャリア権研究会報告  
書（当NPOのHPに掲載）  
が発行され、キャリア権の定  
義や概念が提起された。